

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

令和2年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

令和2年度 地方消費税交付金(社会保障財源分)

211,595 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	291,268	116,760	6,500	12,745	155,263	211,595
	福祉医療費支給事業	120,459	29,368		679	90,412	
	児童福祉事務事業	18,700				18,700	
社会保険	後期高齢者医療事業	324,790	54,728		7,664	262,398	
	老人福祉事務事業	325,170	20,059		2,993	302,118	
	保健衛生事業	131,278	70,361			60,917	
保健衛生	感染症予防事業	64,573	4,287			60,286	
	保健事業	17,667	612			17,055	
	母子保健事業	17,237	946		664	15,627	
合計		1,311,142	297,121	6,500	24,745	982,776	